

# 倫理規程

この規程は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「この法人」という。）の役員及び職員（臨時職員、顧問、及び委員を含む。以下「役職員」という。）が、この法人の事業を公正かつ適正に運営するための理念と規範を示すものである。

## 1. 目的

この法人は、薬剤師の自己研鑽のための生涯学習の質的水準を維持するために、研修・認定の実施内容を客観的に評価して認証することを通じて、薬剤師の職能に対する社会的信頼を高め、もってわが国の公衆衛生の発展と国民の健康の増進に貢献するという公益目的を持つ。

## 2. 事業

この法人は、薬剤師の免許取得後の生涯学習に関する第三者評価機関であり、薬剤師に対する各種の研修・認定制度の認証（Accredit）を主な事業とする。

## 3. 公正な評価

薬剤師に対する生涯研修・認定制度の実施母体とその事業内容の評価は、代表理事が委嘱する薬剤師認定制度委員によって行われ、理事会が認証を承認する。

この法人の信頼性は公正適切な評価が行われることに懸かっているため、最終目的が生涯学習の質の維持向上にあることを常に忘れることなく、評価基準に基づき公正な評価が行なわれなければならない。

## 4. 避けるべき判断根拠

評価に際しては、先入観を排し、正当な根拠に基づく公正なる判断により評価を行う。認定制度委員個人及び関係する組織の体面や利害を判断の根拠としてはならない。また、正当な理由なしに前例や慣習等を根拠とする評価を行うことも避けなければならない。

## 5. 守秘義務

役職員は、認証申請書及び附属資料をはじめ評価に関わる資料及び情報について、みだりに第三者に公開、口外してはならない。評価作業終了後も同様とする。

## 6. 利害関係者の排除

評価の対象となる実施母体あるいは研修・認定制度（プログラム）と利害関係のあるものは、評価には参加できないので、該当する場合には速やかに代表理事に申し出る。

## 7. 申請書類の保管

認証申請書及び附属資料は、記録保全の目的で、この法人が別に定める期間保管する。

## 8. 改廃

この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

## 附 則

1. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき、行政庁より公益認定を受けた日から施行する。